

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部 情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 規 則

ページ

○農業大学の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則 （農業振興課）	一
○東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 （同）	一
○令和元年台風第十九号による災害に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則 （同）	一
○主要農作物種子条例施行規則 （みやぎ米推進課）	二
○宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則 （同）	二
○沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 （水産振興課）	三
訓令甲・企業局・議会・教育委員会・ 人事委員会・監査委員	
○第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程 （全国豊かな海づくり大会推進室）	三
規則	
農業大学の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和二年三月三十一日	
宮城県知事 村 井 嘉 浩	
○宮城県規則第五十三号 農業大学の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則 農業大学の授業料の免除等に関する規則（平成十八年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。	

題名を次のように改める。

農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則

第一条中「の授業料」の下に「及び入学金」を加え、「授業料の免除（以下「授業料の免除等」を「免除（以下「免除等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）に基づく授業料及び入学金の免除等については、この規則の規定にかかわらず同法に基づき実施するものとする。

第七条中「授業料」の下に「及び入学金」を加える。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例」という。の下に「第七条第七項、第十条、」を加える。

第三条第一項第二号ロ中「農業大学の授業料の免除等に関する規則」を「農業大学の授業料及び入学金の免除等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

令和元年台風第十九号による災害に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

令和元年台風第十九号による災害に伴う農業大学の寄宿舎料等の特例に関する規則の一部を改正する規則

令和元年台風第十九号による災害に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則（令和元年宮城規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例」という。）の下に「第七条第七項、第十条、」を加える。

第三条第一項第二号ロ中「農業高等学校の授業料の免除等に関する規則」を「農業高等学校の授業料及び入学金の免除等に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

主要農作物種子条例施行規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

主要農作物種子条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、主要農作物種子条例（令和元年宮城県条例第五十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定採種団体の指定の申請）

第二条 条例第八条第三項の規定による申請は、知事が別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

一 条例第八条第二項各号に掲げる業務の実施方法を記載した書類

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類

三 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類

四 定款又は規約

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（指定採種団体の変更の届出）

第三条 条例第八条第四項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主たる事務所の所在地

二 条例第八条第二項各号に掲げる業務の実施方法

2 条例第八条第四項の規定による変更の届出は、知事が別に定める届出書に当該変更の内容を確認

できる書類を添えて行わなければならない。

（優良品種を決定するために必要な試験の届出）

第四条 条例第十条第二項の規定による試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、知事が別に定めるところにより、その旨を申し出なければならない。

一 稲及び大豆 当該試験を受けようとする年度の前年度の十二月末日

二 大麦及び小麦 当該試験を受けようとする年度の七月末日

（特定種子生産ほ場の届出）

第五条 条例第十一条第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる農作物の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、知事が別に定める届出書を知事に提出して行わなければならない。

一 稲 毎年四月三十日

二 大麦及び小麦 毎年九月三十日

三 大豆 毎年五月三十一日

2 条例第十一条第一項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 ほ場の面積

二 生産しようとする優良品種の種子の種類名及び品種名

三 条例第十一条第一項のほ場における前作の農作物の種類名及び品種名

四 優良品種の採種のための収穫、乾燥及び調製の形態

（特定種子生産ほ場の審査の請求）

第六条 条例第十二条第五項の規定によるほ場審査及び生産物審査（次項において「ほ場審査及び生産物審査」という。）の請求は、知事が別に定める請求書を知事に提出して行わなければならない。

2 特定種子生産者は、ほ場審査及び生産物審査に立ち会い、審査を行う職員の指示に従うものとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

宮城県肥料取締法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。別表5の項及び6の項を次のように改める。

<p>5 動物由来たん白質（飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2つ（1）に定める動物由来たん白質であつて、同一の表の第2欄に定める確認済ラテックス等以外のものをいう。以下肥し。）が原料として使用された普通肥料（6）に掲げるものを除く。）</p>	<p>この肥料には、動物由来たん白質が入つていない。家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p> <p>（注）動物由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、動物由来たん白質（豚に由来するもの）が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。</p>
<p>6 動物由来たん白質が原料として使用された普通肥料のうち、牛、めん羊又は山羊に由来する動物由来たん白質が原料として使用されたもの又は原料事情等により使用する場合があるもの</p>	<p>この肥料には、牛等由来たん白質（豚に由来するもの）が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用したり、牧草地等に施用したり、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p> <p>（注）牛等由来たん白質の次に（ ）を付し、（ ）の中にその由来する動物種を記載することができる。</p> <p>記載例</p> <p>この肥料には、牛等由来たん白質（牛又は豚に由来するもの）が入つていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用したり、牧草地等に施用したり、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。</p>

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十八号

沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年宮城県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。附則第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・教育委員会・人事委員会・監査委員

○宮城県訓令甲第十六号

○宮城県企業局管理規程第五号

○宮城県議会訓令甲第二号

○宮城県教育委員会訓令甲第六号

○宮城県人事委員会訓令第二号

○宮城県監査委員訓令第一号

第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

宮 城 県 知 事	村 井 嘉 浩
宮城県公営企業管理者	櫻 井 雅 之
宮 城 県 議 会 議 長	石 川 光 次 郎
宮城県教育委員会教育長	伊 東 昭 代
宮城県人事委員会委員長	千 葉 裕 一
宮城県代表監査委員	石 森 建 二

第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部設置規程

（設置）

第一条 第四十回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）に関する事務を円滑に処理するため、第四十回全国豊かな海づくり大会宮城県実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

（組織及び所掌事務）

第二条 実施本部に、別表第一の上欄に掲げる部を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 別表第二の上欄に掲げる部に同表の中欄に掲げる班を置き、その分掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（本部長、副本部長及び本部分）

第三条 実施本部に、本部長、副本部長及び本部分を置く。

2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部分付は、別表第三に掲げる職にある者をもって充てる。

4 本部長は、実施本部の事務を総括し、実施本部を代表する。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 本部付は、本部長の命を受け、実施本部の連絡調整に関する事務その他特命に係る事務を処理する。

(部長及び副部长)

第四条 部に、部長及び副部长を置く。

2 部長及び副部长は、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 副部长は、上司の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副部长が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

(班長、副班長及び班員)

第五条 班に、班長、副班長及び班員を置く。

2 班長、副班長及び班員は、本部長が別に定める職員をもって充てる。

3 班長は、上司の命を受け、班の事務を処理し、班員を指揮監督する。

4 副班長は、上司の命を受け、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、副班長が二人以上あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

5 班員は、上司の命を受け、班の担当事務に従事する。

(庶務)

第六条 実施本部の各部における庶務の総括は、水産林政部全国豊かな海づくり大会推進室において処理する。

(委任)

第七条 この訓令に定めるもののほか、実施本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和二年九月二十七日限り、その効力を失う。

別表第一 (第二条関係)

部	分 掌 事 務
総括部	一 大会運営の進行管理に関すること。 二 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関すること。 三 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 四 実施本部に係る事務で、他部の事務に属さない事項に関すること。
特別接待部	特別招待者との連絡調整及び接待に関すること。
歓迎レセプション部	一 歓迎レセプションの管理及び運営に関すること。 二 作品御覧の運営に関すること。 三 歓迎レセプションにおける救護及び防災に関すること。
式典行事部	一 式典行事の管理に関すること。 二 招待者の案内及び誘導に関すること。 三 式典行事の運営に関すること。 四 式典行事における救護及び防災に関すること。 五 式典行事の会場施設の管理及び警備に関すること。
海上歓迎・放流行事部	一 海上歓迎・放流行事の管理及び運営に関すること。 二 海上歓迎・放流行事における救護及び防災に関すること。 三 海上歓迎・放流行事の会場施設の管理及び警備に関すること。
関連行事部 (石巻会場)	一 関連行事 (石巻会場) の会場の管理に関すること。 二 関連行事 (石巻会場) の会場におけるイベントの運営に関すること。 三 関連行事 (石巻会場) における救護及び防災に関すること。 四 関連行事 (石巻会場) における出演者及び来場者の案内及び誘導に関すること。 五 サテライト行事の会場の管理に関すること。
関連行事部 (仙台会場)	一 関連行事 (仙台会場) の会場の管理に関すること。 二 関連行事 (仙台会場) の会場におけるイベントの運営に関すること。 三 関連行事 (仙台会場) における救護及び防災に関すること。
宿泊・輸送部	一 歓迎レセプション招待者の輸送総括及び駐車場の管理に関すること。 二 式典行事招待者、海上歓迎・放流行事招待者及び関係者の輸送総括、駐車場の管理及び弁当の引換・回収に関すること。 三 受付・添乗の総括管理、指定宿泊施設及び集合地での受付並びにバス添乗に関すること。

別表第二(第二条関係)

式典行事部	総務・招待者管理班	救護・防災班 作品御覧班	歓迎レセプション運営班	入場管理班	歓迎レセプション招待者の名簿管理及び受付に関する事	特別招待者との連絡調整及び接伴に関する事	総務班	特別招待者接伴班	歓迎レセプション	部	班	分掌事務
										実施本部運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 実施本部の庶務に関する事。</li> <li>二 大会運営の進行管理に関する事。</li> <li>三 実施本部に係る事務の総括及び各部との連絡調整に関する事。</li> <li>四 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>五 不測の事態への対応に関する事。</li> <li>六 報道機関への対応に関する事。</li> <li>七 他部及び部内の他班の事務に属さない事項に関する事。</li> </ul>	

海上歓迎・放流行事部	総務・招待者管理班	施設管理班	救護・防災班	放流魚御覧運営班	接遇班	特別招待班	式典行事運営班	会場案内班	入場管理班	招待者受付班	一次受付担当班	海上歓迎・放流行事部
												<ul style="list-style-type: none"> <li>一 式典行事招待者の名簿管理に関する事。</li> <li>二 式典行事招待者の会場案内誘導に関する事。</li> </ul>

海上歓迎行事運営班	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 海上歓迎・放流行事の総括管理に関する事。</li> <li>二 海上歓迎・放流行事招待者の名簿管理に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 式典行事の会場施設の管理に関する事。</li> <li>二 式典行事の会場及びその周辺の警備に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 式典行事における急病者の救護に関する事。</li> <li>二 式典行事における防災対策に関する事。</li> <li>三 式典行事における医療機関及び消防機関との連絡調整に関する事。</li> </ul>	放流魚御覧の運営進行管理に関する事。	特別招待者の湯茶サービス等に関する事。	式典行事における湯茶サービス等に関する事。	式典行事の運営進行管理に関する事。	式典行事招待者の会場案内誘導に関する事。	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 式典行事招待者及び大会関係者の手荷物検査及び持込禁止物の預かりに関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 式典行事招待者の受付及び手荷物預かりに関する事。</li> <li>二 県選出国会議員等の会場外の案内誘導に関する事。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>二 式典行事招待者の名簿管理に関する事。</li> </ul>
-----------	---	--	--	--------------------	---------------------	-----------------------	-------------------	----------------------	---	---	--



										関連行事部 (石巻会場)		
放流行事運営班	救護・防災班	会場警備班	総務・会場案内班	ステージエリア班	企画展示班	水産体験班	林業体験班	出展者管理班	救護・防災班	駐車場班		
放流行事の運営進行管理に関する事。	一 海上歓迎・放流行事における急病者の救護に関する事。 二 海上歓迎・放流行事における防災対策に関する事。 三 海上歓迎・放流行事における医療機関及び消防機関との連絡調整に関する事。	海上歓迎・放流行事の会場及びその周辺の警備に関する事。	一 関連行事(石巻会場)の総括管理に関する事。 二 関連行事(石巻会場)の会場案内に関する事。 三 関連行事(石巻会場)の会場美化に関する事。	関連行事(石巻会場)におけるステージエリアの運営及び出展者管理に関する事。	関連行事(石巻会場)における企画展示エリアの運営に関する事。	関連行事(石巻会場)における水産体験エリアの運営に関する事。	関連行事(石巻会場)における林業体験エリアの運営に関する事。	関連行事(石巻会場)の出展者管理等(ステージエリアに係るものを除く。)に関する事。	一 関連行事(石巻会場)における急病者の救護に関する事。 二 関連行事(石巻会場)における防災対策に関する事。 三 関連行事(石巻会場)における医療機関及び消防機関との連絡調整に関する事。	関連行事(石巻会場)における関係者及び一般来場者駐車場の管理運営に関する事。		
										関連行事部 (仙台会場)		
誘導班	設備班	特別企画班	北部サテライト会場班	南部サテライト会場班	内水面サテライト会場班	総務・会場案内班	ステージエリア班	企画展示班	体験エリア班	出展者管理班		
関連行事(石巻会場)の会場への誘導及び会場から公共交通等への案内誘導に関する事。	関連行事(石巻会場)の会場設備の設営及び撤去に関する事。	関連行事(石巻会場)における特別企画の運営に関する事。	北部サテライト会場の管理に関する事。	南部サテライト会場の管理に関する事。	内水面サテライト会場の管理に関する事。	一 関連行事(仙台会場)の総括管理に関する事。 二 関連行事(仙台会場)の会場案内に関する事。 三 関連行事(仙台会場)の会場美化に関する事。	関連行事(仙台会場)におけるステージエリアの運営及び出展者管理に関する事。	関連行事(仙台会場)における企画展示エリアの運営に関する事。	関連行事(仙台会場)における体験エリアの運営に関する事。	関連行事(仙台会場)の出展者管理等(ステージエリアに係るものを除く。)に関する事。		
宿泊・輸送部	歓迎レセプション輸送	歓迎レセプション招待者の輸送総括及び駐車場管										

別表第三（第三条関係）

- 総務部長
- 震災復興・企画部長
- 環境生活部長
- 保健福祉部長
- 経済商工観光部長
- 農政部長
- 水産林政部長
- 土木部長
- 会計管理者
- 公営企業管理者
- 教育委員会教育長
- 監査委員事務局長
- 人事委員会事務局長
- 労働委員会事務局長
- 議会事務局長

	<p>受付・添乗班</p>	<p>式典行事及び海上歓迎・放流行事輸送班</p>	<p>班 理に関する事 式典行事招待者、海上歓迎・放流行事招待者及び関係者の輸送総括、駐車場管理及び弁当の引換・回収に関する事。 受付・添乗の総括管理、指定宿泊施設及び集合地での受付並びにバス添乗に関する事。</p>
--	---------------	---------------------------	--